

# 消費生活 知っ得情報 No.155

## 通販の電話注文は、定期購入の勧誘に気をつけて

最近、高齢者を中心に、テレビショッピングや新聞の折り込みチラシを見て、電話で注文した際に、別の商品の購入を勧められ、それが意図せず定期購入になっていたというトラブルが多くみられます。

### <事例>

テレビショッピングを見て、注文の電話をかけた。到着後開封すると、頼んだ商品の他に注文していないサプリメントが入っていた。試用品のプレゼントと思っていたら、翌月、また同じサプリメントが3袋届いた。高額な請求書が入っていたことに驚き、通販会社に問い合わせると、注文時の電話でサプリメントの定期購入も申し込んでいたと言いが、覚えがない。



### <気をつけたいポイント>

#### ○電話注文するとき

まず、自分が注文する商品の名称や価格を確認しましょう。注文の際に別の商品の購入を勧められることや定期購入などの条件付きになることがあります。説明をよく聞き、不要なときは、きっぱり断りましょう。最後に、注文内容が「定期購入」の契約になっていないかを自分からしっかり確認しましょう。

#### ○商品を受け取ったら

「受け取り後●日以内であれば、返品可」「未使用」などの返品条件を設けている場合もあります。速やかに開封し、どんな商品が届いているのか、納品書に「定期便」「コース」などの記載がないか確認しましょう。

(参照：国民生活センター2023年6月1日公表)

## 藤井寺市消費生活センターにご相談ください！

**日時** 月～金曜日(祝日除く) 10:00～12:00、12:45～16:00 ※受け付けは15:30まで

**場所** 藤井寺市消費生活センター(市役所1階⑤番窓口) ☎939・1320 **相談方法** 電話又は来所(予約不要)

### ●おくやみ手続きサポートデスク(予約制)

身近な方を亡くされた後の手続きは多岐にわたります。デスクでは亡くなられた方の状況を確認し、手続きが必要な窓口をご案内します。



**予約可能日時** 月～金曜日(祝日除く)の9時30分、13時30分、14時30分の3枠

**定員** 各1組

**問合先** おくやみ手続きサポートデスク(1階①番市民課内) ☎939・1319

### ●藤井寺市民憲章

- ・人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・自然を生かし、歴史遺産をまもりましょう。
- ・近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・仕事に誇りを持ち、働く喜びに、生きましょう。
- ・若い力を養い、夢と希望を、育てましょう。

### ●目の不自由な方や活字読書が困難な方へ

「声の広報(CD)」[点字広報]をご利用ください。市ホームページにも掲載しています。

**問合先** 秘書広報課広報担当(5階④番窓口) ☎939・1051 FAX 952・9508

### 防災行政無線の放送内容が電話で確認できます

※放送から24時間以内

☎0800・200・9391(フリーダイヤル)

**編集後記** 14ページの新コーナー「ホットなヒト時」のタイトルの「ホット」には、「熱い・温かい・ほっとする・話題」の意味を込めました。長年やりたかった企画なので実現して嬉しいです！この記事を見て少しでもホットな気持ちになってもらえますように。

# 各種相談

※相談はすべて無料。予約マークがあるものは要予約。曜日指定の相談の場合、祝日は除く。

|     | 相談名                     | 日時   | 場所                           | 内容   | 問合先  |
|-----|-------------------------|--|------------------------------|--|--|
| 医療  | 救急医療相談                  | 24時間365日対応   | (電話)                         | 突然の病気やケガで迷ったらまずここへ。緊急性がある場合は管轄の消防本部に転送され、救急車が出動します   | 救急安心センターおおさか ☎06-6582-7119 #7119(短縮ダイヤル)               |
|     | 法律相談 <b>予約</b>          | 9/20(水)・27(水)・10/4(水)・11(水) 13:00～16:30<br>※予約は、9/14(水)9:00～電話で。各日先着7人 | 市役所1階相談室(又は電話)               | 弁護士による相続、離婚、建物の賃貸借問題、多重債務者救済などに関する相談<br>※相談は、同一内容は1回限り、令和5年度中に3回まで、時間は30分以内  | 協働人權課 ☎939・1111 (窓口での予約も可)                             |
| くらし | 行政相談                    | 9/26(火) 13:30～15:30  | 市役所1階相談室                     | 行政相談委員による国の仕事への苦情や要望に関する相談   | 協働人權課 ☎939・1331  |
|     | 消費生活相談                  | 月～金曜日 10:00～12:00、12:45～16:00<br>受け付けは15:30まで                          | 市役所1階消費生活センター                | 消費生活相談員による、悪質商法による被害や訪問販売、電話勧誘によるトラブルなど消費生活に関する相談  | 消費生活センター ☎939・1320                                     |
|     | 司法書士法律相談 <b>予約</b>      | 9/16(土) 13:00～16:00<br>※予約は、月～金曜日 10:00～16:00                          | 司法書士総合相談センター堺(堺市役所前)         | 登記手続、裁判手続、相続、成年後見制度、サラ金問題などに関する相談  | 堺支部 ☎080・6284・1874                                     |
|     | 行政書士法律相談 <b>予約</b>      | 9/15(金) 13:00～16:00  | パープルホール 小会議室C                | 遺言・相続、契約書、成年後見制度、許認可などに関する相談   | 大阪府行政書士会南大阪支部 ☎072・349・9178                            |
|     | 税務相談 <b>予約</b>          | 9/15(金) 13:00～16:00<br>※予約は、月～金曜日 9:00～16:00                           | 市役所1階相談室                     | 所得税・相続税・贈与税など国税に関する相談 ※先着順。相談時間は1人30分以内  | 近畿税理士会富田林支部事務局 ☎0721・25・6250                           |
|     | 高齢者相談                   | 月～金曜日 9:00～19:00<br>土曜日 9:00～17:30                                     | ふれあいセンター ※時間外は電話相談           | 高齢者の総合相談   | 地域包括支援センター ☎937・2641                                   |
|     | 人権                      | 人権相談   | 9/28(木) 13:30～15:30          | 市役所1階相談室   | 人権擁護委員による人権についての悩みごとやトラブルなどに関する相談                      |
|     | 人権悩みの相談室                | 月～水・金・土曜日(祝日含む) 9:00～12:00、13:00～16:00                                 | パープルホール3階相談室・男女共同参画ルーム内相談室   | 専任相談員による暮らしの中で起こる人権、女性の人権に関する相談  | ☎939・1118  |
|     | 女性相談 <b>予約</b>          | 月・木曜日 9:00～12:00、13:00～16:00   | 市役所1階相談室                     | 女性相談員による夫婦関係、DV、生活苦など女性の悩み相談   | 協働人權課 ☎939・1050  |
| 子育て | 家庭児童相談                  | 月～金曜日 9:00～17:30   | 市役所2階②番窓口                    | 家庭相談員による18歳未満の子どもに関する相談(電話相談もあり) どなたからでも相談できます   | 子育て支援課(家庭児童相談室) ☎939・1162                              |
|     | 教育相談 <b>予約</b>          | 木曜日 9:00～12:00   | 市民総合会館別館 3階教育相談室             | 教育相談員による不登校・いじめ・発達についてなど、教育に関する悩み相談  | 教育相談室 ☎938・1008  |
|     | テレホン教育相談                | 金曜日 13:00～17:00<br>火・木曜日 9:00～17:00                                    | (電話)                         |  |  |
|     | ひとり親家庭等無料法律相談 <b>予約</b> | 9/25(月) 14:00～17:00  | 市役所2階相談室                     | 離婚前相談(慰謝料・養育費・認知・面会交流など)、労働関係・借金関係など   | 子育て支援課 ☎939・1162                                       |
| 就労  | 地域就労相談 <b>予約</b>        | 月～金曜日 9:00～17:00   | 市役所6階地域就労支援センター              | 働く意欲がありながら、様々な問題で就労できない方の相談 ※就職のあっせんは行っていません   | 商工労働課 ☎939・1337  |
|     | 若者の就労・自立相談 <b>予約</b>    | 9/5(火)・19(火) 13:30～17:30   | 市役所1階 102会議室                 | 若者(15～49歳)の就労と自立の相談 ※就職のあっせんは行っていません   | 南河内地域若者サポートステーション ☎0721・26・9441                        |
| 福祉  | 心配ごと相談 <b>予約</b>        | 第2火曜日 13:30～15:30  | ふれあいセンター 相談室                 | 民生委員児童委員による日常生活における悩み、心配に関する相談   | 社会福祉協議会 ☎938・8220                                      |
|     | 自殺予防心の電話相談              | 月～金曜日 10:00～17:00  | (電話)                         | 精神保健福祉士などによる自殺など心の悩みに関する相談   | ☎930・0775  |
|     | 身体的障害者相談                | 随時   | (電話・ファックス)                   | 障害者相談員による、障害のある方の相談、更生のために必要な援助の実施(障害者手帳の有無は問いません)(聴覚)岡本 昇治さん ☎938・7059 / (知的障害)西尾 千代子さん ☎938・1789 / (知的障害)安井 陽子さん ☎955・9263 | 障害者地域生活支援センターわっと ☎930・0733                             |
|     | 障害者等相談 <b>予約</b>        | 月～金曜日 10:00～17:00  | 障害者地域生活支援センターわっと(岡2-12-6 3階) | 障害のある方及び家族の相談や生活全般の支援(障害者手帳の有無は問いません)  |  |
|     | 障害者等相談 <b>予約</b>        | 月～金曜日 10:00～17:00  | 相談支援センターぴんぽん(小山1-1-1 3階)     | 障害のある方及び家族の生活上の悩み、発達障害、福祉サービスの利用に関する相談(障害者手帳の有無は問いません)   | 支援センターぴんぽん ☎952・7002                                   |
| その他 | 市民活動相談                  | 9/19(火) 13:00～17:00 (電子メールでも相談可)                                       | 市役所1階相談室                     | 活動の悩みや団体の運営などに関する相談(予約優先)  | 協働人權課 ☎939・1331<br>@kyoudou-jinken@city.fujidera.lg.jp |
|     | 不動産一般相談室 <b>予約</b>      | 9/4(月)・19(火) 10:00～12:00<br>13:00～15:00                                | 羽曳野市軽里3-1-10(同南大阪支部)         | 住宅購入や賃貸マンションの契約などに関する相談  | 大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部 ☎958・3005                            |